

指定相談支援事業所重要事項説明書

1. 相談支援サービスの目的

利用者及びその家族の心身状況、その置かれている環境等を把握したうえで適切なサービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス利用計画」という。）を作成し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的に提供されるよう、福祉サービス等事業者との連絡調整等を図ります。

2. 事業所概要

名 称	指定相談支援事業所
所 在 地	常陸太田市稲木町 3 3 番地
電 話 番 号	0 2 9 4 - 8 7 - 8 5 5 0
指 定 事 業 所 番 号	特定相談支援事業所 常陸太田市指定 0 8 3 1 2 0 0 2 0 9 障害児相談支援事業所 常陸太田市指定 0 8 7 1 2 0 0 0 9 3
実 施 サ ー ビ ス	計画相談支援及び障害児相談支援
通常事業の実施地域	常陸太田市及び茨城県内における隣接又は隣々接市町村

3. 職員体制

管理者 1 名 相談支援専門員 1 名以上

4. 営業日及び営業時間

営 業 日 ・ 営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
休 業 日	土曜日 日曜日 国民の祝祭日 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日

5. 提供サービス

- (1) 利用者及びその家族からの生活全般に関する相談
- (2) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントの実施
- (3) 地域の福祉サービス等事業者の情報提供
- (4) サービス利用計画案の作成
- (5) サービス利用計画案の利用者への説明及び文書による同意
- (6) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画案について意見の聴取
- (7) サービス利用計画を利用者及びその家族、福祉サービス等の担当者に交付並びに関係市町村に提出
- (8) 利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握
- (9) 必要に応じ、サービス利用計画の変更

6. 利用料及びその他の費用

- (1) 事業者の提供する相談支援サービスに関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領する法定代理受領のため、利用者の自己負担はありません。
- (2) 事業者が法定代理受領を行わない場合は、特定相談支援給付費又は障害児相談支援給付費基

準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、事業者は利用者に「サービス提供証明書」を交付します。

(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えお住まいの市町村に申請すると特定相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給されます。)

① 特定相談支援給付費基準額

サービス利用支援費 18,220円 継続サービス利用支援費 15,580円

② 障害児相談支援給付費基準額

サービス利用支援費 20,160円 継続サービス利用支援費 16,990円

- (3) 通常の事業の実施地域以外の地域を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費、又は事業所の自動車を使用した場合は、事業所から1キロメートル当たり30円の額を徴収します。
- (4) 相談支援サービスに関する記録の複写料は、利用者の負担となります。
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算を算定いたします。
(算定率：特定相談・障害児相談ともに、一月のサービス給付費合計×5.1%)

7. 虐待の防止

虐待の防止や早期発見、早期対応することを目的として、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	理事 笹川 雅之
---------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 苦情申立の制度

提供された相談支援サービスについて、苦情があれば申し出ることができます。

窓口担当者	常陸太田市社会福祉協議会総務グループ長 常陸太田市稲木町33 電話 0294-73-1717 ご利用時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第三者委員	生天目 操 常陸太田市下利員町1052 電話：0294-76-1358 斎藤 広美 常陸太田市徳田町1500-1 電話 0294-82-2697

指定相談支援の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人 _____ 印